

2017年 5月 23日

各 位

上場会社名 株式会社 LIFULL
 代表者名 代表取締役社長 井上 高志
 (コード番号 2120 東証第一部)
 問合せ先 執行役員 阿部 和彦
 グループ経営推進本部長
 (TEL 03-6774-1603)

商号の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年5月23日開催の取締役会において、下記のとおり「商号の変更及び定款一部変更の件」を同年6月28日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号変更及び定款変更の理由

- (1) ブランド戦略変更のため「株式会社Lifull」から新商号「株式会社LIFULL」に変更すべく、現行定款第1条(商号)を変更いたします。
- (2) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、営業戦略、業績管理、経営および事業運営の効率化を図るため、毎年10月1日から9月30日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第12条、第13条、第39条、第40条及び第41条に所要の変更を行います。
- (3) 経営と業務執行の分離を行い経営の効率化を図るため、役付取締役を廃止いたします。これに伴い、現行定款第14条、第22条及び第23条に所要の変更を行います。

2. 商号変更及び定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社 Lifull と称し、英文では Lifull Co., Ltd.と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社 LIFULL と称し、英文では LIFULL Co., Ltd.と表示する。
(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。
(取締役会の招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 (削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>附則</p> <p>(第23期事業年度)</p> <p>第1条 第39条の規定にかかわらず、第23期事業年度は、2017年4月1日から2017年9月30日までの6カ月間とする。</p> <p>(附則の有効期限)</p> <p>第2条 本附則は、2017年9月30日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</p>

3. 日程

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 | 2017年6月28日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2017年6月29日 |

以 上